平成２９年（フ）第１６３号
広島県福山市北吉津町１丁目１番10―304号
債務者　南　　利重
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１６６号
広島県福山市駅家町大字法成寺2600番地３
債務者　笠原　正義
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１７４号
広島県福山市春日町５丁目13番16―102号
エスパルス緑丘、前住所広島県福山市御幸町大字中津原1621番地15
債務者　酒井由紀美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１８９号
広島県福山市山手町５丁目20番５号　グレイスフルケイプＡ103
債務者　河塚　啓二
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１９９号
広島県福山市今津町６丁目14番10号
債務者　高橋　　愛
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８２６号
千葉県松戸市五香６丁目９番地の16　コーポリラ202号
債務者　髙橋　大輔
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２７号
千葉県松戸市五香６丁目９番地の16　コーポリラ202号
債務者　髙橋　千晴
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３０号
千葉県柏市北柏２丁目18番地１　グレースパレス315号
債務者　佐藤　功二
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３１号
千葉県柏市北柏２丁目18番地１　グレースパレス315号
債務者　佐藤　貴裕
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２０号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目54番地１棟203号
債務者　鷺田　朝和
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２１３号
東京都新宿区西落合１丁目13―20―110
債務者　川上智永子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４０号
東京都江戸川区北小岩８丁目17―11　エスペラールⅡ103
債務者　新井　孝徳
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４９号
東京都葛飾区小菅１丁目19―２
債務者　八木沢通江
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５０号
東京都品川区東品川３丁目19―２―206
債務者　木内　和也
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５１号
東京都品川区東品川３丁目19―２―206
債務者　木内　弥生
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９１４号
横浜市瀬谷区三ツ境59番地12
債務者　長野　聡恵
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部